

# 第 39 回健康の森管理運営協議会

## 次 第



1. 開会  
所長挨拶
  
2. 議事
  - (1) 公益的市民活動に関する報告(各団体から)
  
  - (2) 公園整備工事に関する報告(西北部総合整備事務所から)
  
  - (3) 「遠藤笹窪谷公園愛護会」の加入について(事務局から)  
資料1 公園平面図  
資料2 菖蒲池・健康の森管理運営協議会(案)
  
  - (4) 健康の森公益的市民活動交付金交付要綱改定(案)について(事務局から)  
資料3 健康の森公益的市民活動交付金交付要綱改定(案)
  
  - (5) フットパスパンフレットについて(西北部総合整備事務所から)
  
3. その他
  
4. 閉会

日 時 : 令和4年 3月22日(火)14時  
場 所 : まちづくり協会ビル 3階A会議室

# 第39回健康の森管理運営協議会

## 座席表

出入り口

会長  
櫻井 正男  
○

副会長 NPO法人藤沢サンクチュア  
高橋 和也  
○

藤沢遠藤  
生態系保全の会  
岸 しげみ ○

地域代表  
伊沢 慶市 ○

(オブザーバー)  
遠藤市民センター  
矢田センター長 ○

(オブザーバー)  
みどり保全課  
麻生課長 ○

遠藤まちづくり  
推進協議会  
飯島 富士男 ○

NPO法人  
里地里山景観と  
農業の再生プロジェクト  
富田 改 ○  
(オブザーバー)  
慶應義塾大学  
湘南藤沢事務所  
○  
看護医療学部担当  
竹内 連 課長

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 事務局<br>西北部総合整備事務所 | 事務局<br>西北部総合整備事務所 |
|-------------------|-------------------|

○  
鈴木  
上級主査

○  
稲葉  
所長補佐

○  
八文字  
所長

○

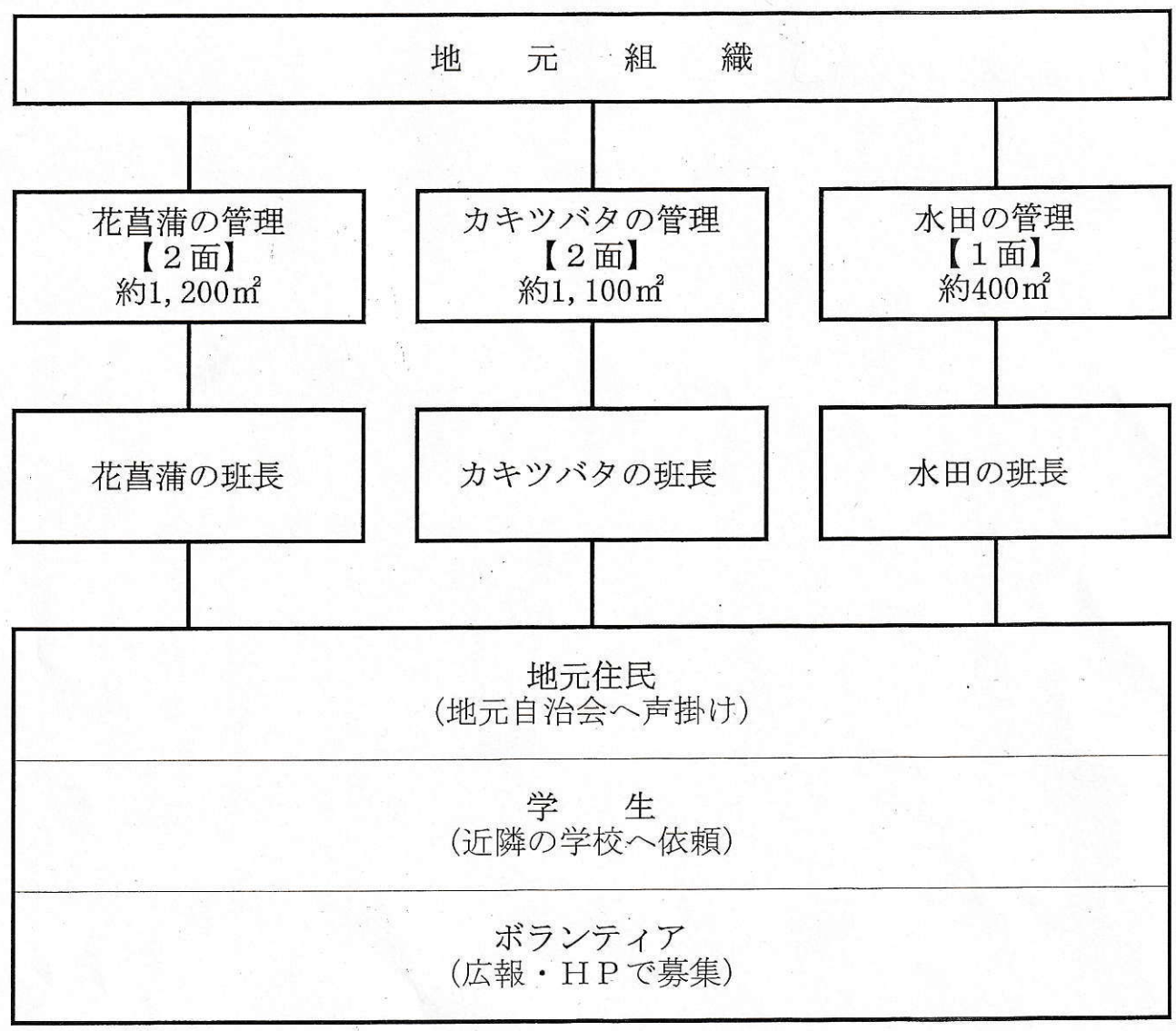
傍聴席

|        |                    |
|--------|--------------------|
| みどり保全課 | 西北部総合整備事務所<br>工事担当 |
|--------|--------------------|

○ ○ ○ ○

菖蒲池の運営イメージ

管理運営協議会(案)



## 藤沢市健康の森公益的市民活動交付金交付要綱(案)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市市民活動推進条例(平成13年藤沢市条例第8号)の基本理念を踏まえ、健康の森基本計画(平成24年3月藤沢市策定)に定める健康の森第二期整備区域において、健康の森基本計画の実現に資する公益的な市民活動を行う団体の事業を対象に交付金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (対象活動の要件)

第2条 この交付金を充てることのできる活動は、平成24年3月に策定された健康の森基本計画を実現するために必要な、里山再生及び自然環境を活かした地域活性化に資する活動であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。
- (4) 他の制度による補助金等の交付を受けている活動でないこと。

## (対象団体の要件)

第3条 交付金の対象となる活動の実施団体は、次に掲げる要件の全てを備えていなければならない。

- (1) 藤沢市内に活動拠点及び連絡場所を有していること。
- (2) 藤沢市民が5人以上構成員となっていること。
- (3) 団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。
- (4) 健康の森管理運営協議会の委員が構成員となっていること。

## (対象経費)

第4条 この交付金を充てることのできる経費は、活動を実施するために直接必要なものとし、事業に関係のない事務員の人件費、管理費(団体事務所の賃借料、光熱費等)等の経費は対象としない。

(交付金額等)

第5条 交付金交付の金額は、別表のとおりとし、毎年度予算の範囲内において、市長が定める額とする。

2 前項の規定により算出した交付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付金交付の申請手続き)

第6条 交付の対象となる活動を実施し、及び交付金の交付を受けようとする団体は、公益的的市民活動交付金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体概要書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して、適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付金額を決定し、公益的的市民活動交付金交付決定通知書（第4号様式）により、当該団体に通知するものとする。

(交付金の支払い)

第8条 補助金の交付時期は、事業の完了後とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、当該事業につき3回に限り、事業が完了した部分について補助金の一部を交付することができる。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書の規定により補助金の一部交付を受けようとするものは、前項の規定による請求の前に、第10条の規定に基づき事業の一部完了を市長に報告し、確認を受けなければならない。
- 4 交付金の支払いは、第2項の請求があった日から起算して30日以内に行う。

(事業実績報告等)

第9条 交付の対象となる活動を完了した団体は、公益的的市民活動事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第6号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の団体は、健康の森管理運営協議会において事業報告をするものとする。

(事業部分完了確認等)

第10条 交付の対象となる活動の一部を実施し、事業が完了した部分について補助金の一部交付を受けようとするものは、公益的市民活動事業部分完了報告書(第7号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、事業の一部完了の確認を受けなければならない。

(検査及び現地調査)

第11条 市長は、第9条の規定による公益的市民活動事業実績報告書の提出又は第10条の規定による公益的市民活動事業部分完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、その報告に係る事業の成果が交付金交付決定内容及びこれに付した条件に適合しているかを現地調査等により検査するものとする。

(書類の整備、保存)

第12条 交付を受けた団体は、交付金に係る経理を明確にし、関係書類を交付金の支払いを受けた日の属する年度の翌年度から5年間、整理して保存しておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月25日から施行する。

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

**この要綱は、令和4年 月 日から施行する。**

別表（第5条関係）

| 団体の区分   | 交付金額                             | 交付金の上限   |
|---|----------------------------------|--|
| <p>特定非営利活動法人及び健康の森第二期整備区域内に設置する公園で愛護活動をする藤沢市が認めた団体</p>  | <p>市長が第4条の対象経費として適正と認めた額とする。</p> | <p>対象活動に要する経費として、活動区域の面積、活動の内容及び当該活動に要する経費を勘案して市が算定した額に1/2を乗じて得た金額とする。ただし、当該金額が対象経費の総額を上回る場合は、当該総額を上限とする。なお、機械器具類購入費その他活動を開始するために必要な経費については、当該金額を超えて交付金を交付することができる。</p>              |
| <p>健康の森第二期整備区域において、里山再生及び自然環境を活かした地域活性化に資する活動を行った実績のある団体（特定非営利活動法人を除く。）</p>                                       | <p>市長が第4条の対象経費として適正と認めた額とする。</p> | <p>対象活動に要する経費として、活動区域の面積、活動の内容及び当該活動に要する経費を勘案して市が算定した額に1/2を乗じて得た金額とする。ただし、当該金額が対象経費の総額を上回る場合は、当該総額を上限とする。</p>  |
| <p>健康の森第二期整備区域において、里山再生及び自然環境を活かした地域活性化に資する活動を行った実績のない団体（特定非営利活動法人及び健康の森第二期整備区域内に設置する公園で愛護活動をする藤沢市が認めた団体を除く。）</p> | <p>市長が第4条の対象経費として適正と認めた額とする。</p> | <p>10万円を超えない範囲で、対象活動に要する経費として、活動区域の面積、活動の内容及び当該活動に要する経費を勘案して市が算定した額に1/2を乗じて得た金額とする。ただし、当該金額が対象経費の総額を上回る場合は、当該総額を上限とする。なお、機械器具類購入費その他活動を開始するために必要な経費については、当該金額を超えて交付金を交付することができる。</p> |